



8月1日から新型インフルエンザを疑う場合は、直接、一般の医療機関で受診ができるようになります。(医療機関へ電話申込必要)

厚生労働省の運用指針改定等を受け、新潟県では、8月1日(土)から新型インフルエンザ(発熱等、疑いのある患者含む)の受診方法が次のとおり変更されました。

このことに伴い、南魚沼市のコールセンター(発熱相談窓口)は、当面休止いたします。

【医療機関への受診方法が変更されました】

- これまで、新型インフルエンザの疑いのある患者さんは、市や県の発熱相談に電話のうえ、医療機関で受診していただきましたが、今後は、発熱相談(コールセンター)無しに一般の医療機関で受診できるようになりました。
- 受診にあたっては、必ず、あらかじめ、かかりつけ医や身近な医療機関に電話で(受診可能かどうかなど)確認のうえ、受診時間や受診方法などの指示を受けてください。
- 受診の際は、必ずマスクを着用するなど感染防止に努めてください。
- かかりつけ医が決まっていないなど、受診先が分からないときは、南魚沼保健所に電話でお問い合わせください。(電話番号: 025-772-8142、平日の午前8時30分から午後5時15分まで 夜間・休日の緊急の場合は、県庁健康対策課 025-280-5200 にお願ひします。)
- その他問合せ先 市役所保健課 (777-3850 平日 8:30~17:15)

【感染の拡大を防ぐために】

- 新型インフルエンザに感染した患者さん(患者と疑われる場合を含む)は、外出(医療機関受診を除く。)を自粛して自宅で療養してください。
- 発熱、せき、鼻汁、鼻閉、のどの痛みなどの症状のある方は、マスクの着用、咳エチケットを守り、外出を控え早めに受診するなど、人にうつさないように気をつけてください。
特に、学校や塾、夏季講習、職場など、集団での感染の広がりを防ぐため、無理な登校、出勤などは厳に慎んでください。
- 過度な心配はいりませんが、引き続き手洗い、うがいの励行など感染防止に努めてください。